

第 4 回 協 議 会 の 協 議 事 項

- (1) 協議第 3 4 号 電算システムの取扱いについて
- (2) 協議第 3 5 号 住民基本台帳・戸籍関係業務について
- (3) 協議第 3 6 号 環境衛生関係事業について
- (4) 協議第 3 7 号 商工関係事業について
- (5) 協議第 3 8 号 観光関係事業について
- (6) 協議第 3 9 号 農林水産関係事業について
- (7) 協議第 4 0 号 社会福祉関係事業について
- (8) 協議第 4 1 号 障害者福祉関係事業について
- (9) 協議第 4 2 号 高齢者福祉関係事業について
- (10) 協議第 4 3 号 児童母子福祉関係事業について
- (11) 協議第 4 4 号 健康推進関係事業について
- (12) 協議第 4 5 号 建設関係事業について
- (13) 協議第 4 6 号 都市計画関係事業について

電算システムの取扱いについて（協定項目22）

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 住民基本台帳、地方税、医療の基幹業務システムについては、合併時において、弘前市のシステムを基本に統合する。
- 2 基幹業務以外のシステムについては、弘前市のシステムを基本としつつ、個別業務毎にその内容・統合時期を調整する。
- 3 電算システムの運用にあたっては、住民サービスの向上に配慮しながら新市において計画的な整備を図る。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	電算システム

コード	事業	枝番	事務事業名	
G - 1 - 2	10	0	電算システム事業	

各自治体の現況

		弘前市	岩木町	相馬村			弘前市	岩木町	相馬村			弘前市	岩木町	相馬村	
ホストコンピュータ		NEC	富士通	NEC	福祉	国民年金				教育	幼稚園				
		ACOS-PX7600	PRIMERGY6710B	EX5800/140Hb		福祉年金					図書館				
住民基本台帳	住民記録				身体・知的障害				生涯学習情報提供						
	印鑑登録証明				重度心身障害者				各種業務	住登外					
選挙				児童手当				病院システム							
地方税	固定資産税				児童扶養手当					交通災害					
	個人住民税				遺児世帯					犬の管理					
	法人住民税				保育料					出稼者管理					
	軽自動車税				老人福祉					積算設計					
	軽自動車税				生活保護					農家台帳					
	収納消込				使用料	住宅使用料					農地地図情報				
口座振替				下水道使用料						米(水田)					
納税組合				上水道使用料						転作					
医療	国民健康保険				墓地管理				内部事務	財務会計					
	介護保険				簡易水道使用料					水道企業会計					
	老人保健				健康	健康管理					人事給与				
	国保高額医療					母子保健					グループウェア				
乳幼児医療					予防接種				文書管理						
										郵便・コピー利用料					
										登録業者管理					

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
電算システムは、行政事務のさまざまな分野に導入されているが、各市町村で運用形態、システムが異なっている。合併後の統一された住民サービス提供のためには電算システムの取り扱いの検討が必要である。	〔 〕 現行どおり新市に引き継ぐ。 〔 〕 () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 〔 〕 () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 〔 〕 (合併時・翌年度)に再編する。 〔 〕 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 〔 〕 (合併時・翌年度)に廃止する。 〔 〕 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 〔 〕 その他(右記のとおり)	住民基本台帳、地方税、医療の基幹業務システムについては、合併時において弘前市のシステムを基本に統合する。 基幹業務以外のシステムについては、弘前市のシステムを基本としつつ、個別業務毎にその内容、統合時期を調整する。 電算システムの運用にあたっては、住民サービスの向上に配慮しながら新市において計画的な整備を図る。

住民基本台帳・戸籍関係業務について（協定項目24-9）

住民基本台帳・戸籍関係業務について、次のとおり提案する。

- 1 住民基本台帳・戸籍関係の手数料については、岩木町の例により、合併時に統合する。
- 2 窓口時間延長については、弘前市の例により、合併時に統合する。
- 3 総合案内については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 4 外国人登録関係事務については、合併時に本庁において取り扱う。

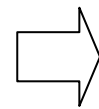
平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

住民基本台帳・戸籍関係手数料について

(単位:円)

手数料名	弘前市	岩木町	相馬村
身分証明書交付手数料	300	300	300
住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	300	300	400(全員) 300(個人)
住民票の写し(記載事項証明)交付手数料	300	300	300
戸籍の附票の写し交付手数料	300	300	300
その他の証明書交付手数料	300	300	300
住基カード(再)交付手数料	500	500	500
広域交付住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	300	300	300
印鑑登録証交付手数料	200	300	300
印鑑登録証再交付手数料	200	300	500
印鑑登録証明交付手数料	300	300	300
外国人登録原票の写しの交付手数料	200	300	300
外国人登録原票の記載事項証明交付手数料	200	300	300
住民票の写し(台帳閲覧)交付手数料	200	300	300
戸籍・除籍(改製原)謄抄本交付手数料	450(戸籍謄抄本) 750(除籍謄抄本) 750(改製原)	450(戸籍謄抄本) 750(除籍謄抄本) 750(改製原)	450(戸籍謄抄本) 750(除籍謄抄本) 750(改製原)
戸籍・除籍記載事項証明交付手数料	350(戸籍) 450(除籍)	350(戸籍) 450(除籍)	350(戸籍) 450(除籍)
戸籍届出の受理証明交付手数料	350	350	350
戸籍に係る書類閲覧手数料	350	350	350



調整案
岩木町の例により合併時に統合する

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	窓口業務

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	J-1-2	4	0	各種証明書交付事務（住民票・記載事項・戸籍の附票）	＜窓口時間延長＞

各自治体の現況

窓口時間延長

	弘前市	岩木町	相馬村
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・身分証明書 ・住民票記載事項証明 以上の交付事務 ・年金受給者現況届の証明 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（同一世帯）の写し ・印鑑登録証明書 以上の交付事務 	未実施
延長時間	開庁日の午後 5 時 15 分から 6 時	開庁日の午後 5 時 15 分から 6 時	
職員体制	市民課職員 3 名、時差出勤で対応（フレックス対応）	町民課職員 1 名と庁内他課職員 1 名の 2 名で対応（フレックス対応）	

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
窓口時間延長については、弘前市と岩木町が実施しており、調整が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] （弘前市）の例により、（合併時）に統合する。 [] （ ）の例により、平成（ ）年度をめどに統合する。 [] （合併時・翌年度）に再編する。 [] 合併後、平成（ ）年度をめどに再編する。 [] （合併時・翌年度）に廃止する。 [] 合併後、平成（ ）年度をめどに廃止する。 [] その他（ ） 	弘前市で行っている事務内容を、合併時には岩木町と相馬村においても、同様に取り扱うこととする。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	窓口業務

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	窓口業務
	J-1-14	1	0	総合案内		

各自治体の現況

	弘前市	岩木町	相馬村
概要	市役所全体の事務手続き窓口等、各種問い合わせに対する案内	来庁者がどこの課へ行ってよいのか、どんな手続きが必要なのか。誘導・指導・案内のサービス提供。	総合案内のコーナーは設置していないが、通常の窓口サービスとして主に住民福祉課で事務手続き指導及び案内等を実施している。
設置場所	1階ロビー正面玄関前	1階ロビー監査室前	
職員対応	市民課受付係全職員が交替制で1日担当	総務課職員が午前、午後1週間交替制で担当	
業務内容	届出書、市民課各種証明書の申請書記載指導 来庁目的に合った行政事務窓口の紹介、案内 観光、催し物、道路案内等	来庁者への案内 身体障害者へのほう助 転入者への物品配付（花の券、ごみ収集日カレンダー等関係書類） 各種イベント等の案内 毎日の事業、行事の案内、掲示版への記入 各種パンフレット、リーフレット等の紹介 各種申請書類の記入指導、一部代筆	

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内所を設置しているのは、弘前市と岩木町である。 ・総合案内での事務内容が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内は、現行どおり新市に引き継ぐ。 ・取り扱う事務内容については、新市において検討する。

事務事業調整案

ページ 1/1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	窓口業務
	J-1-5	1	0	外国人登録関係事務		

各自治体の現況

	弘前市	岩木町	相馬村
概要	外国人登録は、外国人が居住する市町村が申請窓口となるため、その申請受付を行う事務。	外国人登録は、外国人が居住する市町村が申請窓口となるため、その申請受付を行う事務。	外国人登録は、外国人が居住する市町村が申請窓口となるため、その申請受付を行う事務。
目的	本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資するため。	本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資するため。	本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資するため。
事務手順	申請受付 申請書内容確認	申請受付 申請書内容確認	申請受付 申請書内容確認
登録者数 (H16.3末現在)	832人(38カ国)	3人(3カ国)	3人(2カ国)
記載事項証明書等発行件数	645件	1件	0件

課題	調整方針	具体的調整内容
外国人登録原票の管理を3市町村で行っている。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめどに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめどに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 [] その他(本庁において外国人登録原票の管理と事務を取り扱う。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務効率の向上を図るため、本庁において外国人登録原票を管理し、事務を取り扱う。 ・岩木町と相馬村の外国人登録者へは、合併前に周知するものとする。

環境衛生関係事業について（協定項目24-11）

環境衛生関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 ごみ収集について
 - (1) 可燃・不燃・大型ごみの収集については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
 - (2) 資源ごみの収集については、平成20年度をめどに再編する。
 - (3) 収集場所については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 斎場の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 公営墓地の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

1. ごみ収集について

	弘前市	岩木町	相馬村
1. 可燃ごみ収集回数	週2回	週2回	週3回
2. 不燃ごみ収集回数	月2回	月2回	月1回
3. 大型(粗大)ごみ収集回数	月1回	なし	なし
4. 資源ごみ収集回数	9分別	9分別	9分別
1) その他プラスチック	週1回	月2回	月2回
2) かん類	月2回		
3) 無色びん			
4) 茶色びん			
5) その他の色のびん			
6) ペットボトル			
7) その他の紙			
8) 紙パック類			
9) ダンボール			
5. 収集場所	ステーション、戸別(一部)	ステーション	ステーション



調整案
弘前市の例により翌年度に統合する
平成20年度をめぐりに再編する
現行どおり新市に引き継ぐ

2. 斎場について

		弘前市	岩木町	相馬村
1. 斎場の有無		有	無	無
2. 斎場使用料				
大人	市内	6,000円		
	市外	10,000円		
小人	市内	4,000円		
	市外	6,000円		
死産	市内	2,000円		
	市外	3,500円		
体の一部胞衣及びこれらに類するもの(10Kg毎)		1,000円		
小動物	10Kgまで	2,500円		
	10Kgをこえるもの	4,000円		
待合室	市内	2,100円		
	市外	4,200円		
3. 料金の支払		斎場窓口		



調整案
<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり新市に引き継ぐ。 ・旧市町村の区域内外で格差のある使用料は、新市の区域の内外の区分とする。

3. 公営墓地について

		弘前市	岩木町	相馬村
公営墓地の有無		有	無	無
1区画 4m ²	区画数	2,122区画		
	区画残数	47区画		
	永代使用料	280,000円		
	管理料	2,410円		
1区画 6m ²	区画数	748区画		
	区画残数	73区画		
	永代使用料	420,000円		
	管理料	3,150円		



調整案
<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり新市に引き継ぐ。

区画数と区画残数は、平成16年12月末現在の数字

商工関係事業について（協定項目24-12）

商工関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 商業振興イベント補助については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 中小企業事業資金融資については、現行の融資枠（3市町村合算分）を限度に、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 3 商工業活性化利子補給事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 4 信用保証料補助金については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 工場等設置奨励制度については、平成20年度をめどに再編する。
- 6 雇用促進対策については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ

1/1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	商工労政
	Q-1-1	10	0	商業振興イベント補助		

各自治体の現況

事業目的 商業の振興と地域の活性化を図るためのイベントに対し、事業費の一部を補助する。

	弘前市		岩木町	相馬村
補助名称	土手町活性化イベント事業補助	市場まつり開催事業補助	岩木夏まつり開催事業補助	該当事業なし
補助交付先	土手町商店街振興組合連合会	弘前市場まつり実行委員会	岩木夏まつり実行委員会	
補助対象事業	土手町商店街の集客力と魅力を高め、地域活性化を図るため実施する「カルチャロード」	市場の役割を市民に周知し、地場製品の消費拡大を図るため実施する「弘前市場まつり」	賀田商店街の活性化と地域住民の交流促進を図るため実施する「岩木夏まつり」	
補助金算定基礎	補助対象経費の合計額又は、500千円のいずれか少ない額	補助対象経費の合計額又は、500千円のいずれか少ない額	特になし	
補助金額	500,000円	500,000円	2,350,000円	

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
1 商業振興イベントに対しては、弘前市と岩木町で補助を実施しているが、合併後はどうするのか。 2 合併後も継続していく場合、補助金の額はどうか。	{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。 { } () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 { } () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 { } (合併時・翌年度)に再編する。 { } 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 { } (合併時・翌年度)に廃止する。 { } 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 { } その他()	1 現在実施されているイベントは、地域のイベントとして定着してきており、それぞれ商店街の活性化など商業の振興に寄与していることから、現行どおり補助を継続していくこととする。 2 補助金の額については、定期的に事業効果を検証し、適正な額としていくこととする

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	商工労政

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	Q-1-1	18	0	中小企業事業資金融資	

各自治体の現況

事業目的 中小企業者等への円滑な資金提供を行うことにより、経営の安定と地元産業の振興を図る。

	融 資 制 度 一 覧						
弘 前 市	特別保証融資	中小企業経営安定化資金	協同組合振興資金	商業近代化資金	工場整備資金	津軽塗・地場産業協同組合等育成資金	
岩 木 町	簡易小口融資 特別融資	中小企業近代化資金					
相 馬 村	簡易小口融資 特別融資						

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
1 各市町村が有する融資制度の種類はまちまちであり、合併後はどうするのか。 2 同種の融資制度でも融資内容が異なっており、どうするのか。 3 融資のための預託額はどうか。	[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] (弘前市) の例により、(翌年度) に統合する。 [] () の例により、平成() 年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度) に再編する。 [] 合併後、平成() 年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度) に廃止する。 [] 合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。 [] その他()	1 3市町村とも実施している「小口融資(弘前市は特別保証融資)」と弘前市と岩木町が実施している「中小企業近代化資金(弘前市は経営安定化資金)」の2融資制度は、ほぼ同内容の融資制度であり、一部異なる返済期間や貸付利率等を弘前市の例により統一し、合併の翌年度には現行の融資枠(3市町村合算分)を限度に、新市の区域を対象とする制度として継続していく。 2 弘前市のみ実施している4制度は、合併の翌年度から新市の区域を対象(地域指定の制度部分は除く)として、現行の融資枠内で継続していく。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	商工労政

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	Q-1-1	16	0	商工業活性化利子補給事業

各自治体の現況

事業目的 中小企業者の近代化と経営の安定化を図るため、制度融資の利子を補助する。

		弘前市	岩木町	相馬村
利子補給対象 融資制度	市町村独自 融資制度	特別保証融資 (小口資金特別融資)	該当事業なし	該当事業なし
		弘前市商業近代化資金		
	青森県 融資制度	青森県中小小売業等振 興資金特別保証融資		

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>1 各市町村の融資制度に対する利子補給は弘前市のみが実施しており、合併後はどうするのか。</p> <p>2 新市の区域を対象として継続する場合は予算はどうするのか。</p> <p>3 弘前市では県の融資制度に賛同し利子補給を実施しており、合併後も継続するのか。</p>	<p>[] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>[] (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。</p> <p>[] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>[] (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>[] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>[] (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>[] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>[] その他()</p>	<p>1 弘前市のみ実施している「特別保証融資」の利子補給を新市の区域を対象として継続した場合、所要額の増加が見込まれるが、試算の結果、現行の予算枠内での実施が可能であり、中小企業への支援効果が高い事業であることから、合併後も新市の区域を対象に弘前市の例により実施していくこととする。</p> <p>2 弘前市で利子補給している商業近代化資金については、合併後も対象を限定しながら実施していくこととする。</p> <p>3 県の中小小売業等振興資金特別保証融資の利子補給については、制度が存続する間、新市においても賛同し継続していくこととする。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	商工労政

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	Q-1-1	24	0	信用保証料補助金

各自治体の現況

事業目的 県及び市町村の制度融資を受けた中小企業者に対し、事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資する。

		弘前市	岩木町	相馬村
保証料補助対象融資制度	市町村独自融資制度	特別保証融資 (小口資金特別融資)	該当事業なし	該当事業なし
	青森県融資制度	青森県中小小売業等 振興資金特別保証融資		
		創業支援資金特別融資		

課題	調整方針	具体的調整内容
1 弘前市で実施している特別保証融資（小口資金特別融資）の保証料補助について、合併後はどうするのか。 2 新市の区域を対象として継続する場合は予算はどうするのか。 3 県の融資制度である2融資の保証料補助を新市においてどうするのか。	{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。 { } (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。 { } ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 { } (合併時・翌年度)に再編する。 { } 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 { } (合併時・翌年度)に廃止する。 { } 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 { } その他()	1 弘前市のみで実施している「特別保証融資（小口融資）」に対する保証料補助を新市の区域を対象として継続した場合、所要額の増加が見込まれるが、試算の結果、現行の予算枠内での実施が可能であり、消化率が高い同融資の保証料補助は中小企業への支援効果が高い事業であることから、合併後においても新市の区域を対象に弘前市の例により実施していくこととする。 2 県の融資制度である2融資の保証料補助については制度が存続する間、新市においても賛同し継続していくこととする。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	商工労政

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	Q-1-1	31	0	工場等立地奨励制度	

各自治体の現況

事業目的 工場等の立地を促進するため、一定の要件を満たす企業に対し、優遇制度により側面支援する。

		弘前市	岩木町	相馬村
奨励制度	立地奨励金			
	雇用奨励金			
	優遇税制			
	その他優遇制度 (斡旋、協力)			

= 制度有り

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>1 各市町村とも工場等を立地促進するための奨励制度を有しているが、市町村により有する制度の種類に違いがあり、合併後はどうするのか。</p> <p>2 同種の奨励制度においても、対象となる地域や企業業種、施設、要件及び内容がまちまちであり、どうするのか。</p>	<p>[] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>[] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>[] () の例により、平成()年度をめどに統合する。</p> <p>[] (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>[] 合併後、平成(20)年度をめどに再編する。</p> <p>[] (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>[] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。</p> <p>[] その他()</p>	<p>1 新市の都市計画区域設定の動向などを注視しながら、工場等を誘導・集積していく地域、優遇制度の検討を加え平成20年度を目処に新市に対応した奨励金制度を整備することとする。</p> <p>なお、この場合において適用中の各市町村の制度については、適用期間が経過するまで経過措置を講ずることとする。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	商工労政

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	Q-1-4	1	0	雇用促進対策	

各自治体の現況

事業目的 雇用奨励金の交付と雇用対策協議会の運営補助をすることにより、地域経済の発展と雇用の安定を図る。

【雇用奨励金制度】	弘前市			岩木町	相馬村
奨励金名称	障害者雇用奨励金	中高年齢者雇用奨励金	新規高卒者就労促進 雇用奨励金	岩木町雇用奨励金	該当事業なし
交付対象者	障害者	40～59歳	高校卒業未就職者	30歳未満	
奨励金内容	重度障害者 月額 12,000円 その他障害者 月額 6,000円	月額 20,000円	月額 70,000円	事業所の常用雇用者が 増員の場合 年額 200,000円 維持の場合 年額 100,000円	
交付期間	1年間	1年間	最大 10ヶ月	1年間	

【雇用対策協議会補助】	弘前市	岩木町	相馬村
補助金 交付先・補助額	弘前地区雇用対策協議会 250,000円	該当事業なし	該当事業なし

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>1 雇用奨励金は弘前市と岩木町で制度化されており、両市町とも現行制度を継続していきたい意向である。雇用奨励金を合併後も実施する場合、どのような内容とするのか。</p> <p>2 雇用対策協議会に対して弘前市で補助をしており、合併後はどうするのか。</p>	<p>{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>{ } (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。</p> <p>{ } ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>{ } (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>{ } 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>{ } (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>{ } 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>{ } その他()</p>	<p>1 岩木町の制度を新市の区域で適用した場合相当額の財政支出が予想されるため、合併後は人数が定められている弘前市の新規高卒者就労促進及び現行の予算枠で対応可能な障害者、中高年の3種類の雇用奨励金制度を新市の区域を対象として実施する。</p> <p>なお、弘前市の中高年齢者の雇用奨励金はH17年度、新規学卒者の奨励制度はH18年度で終了するため、終了後は雇用状況を踏まえたうえで新たな雇用対策を検討することとする。</p> <p>2 雇用対策協議会に対する補助金は、弘前市のみで実施しており、合併後も現行どおり新市に引き継ぐこととする。</p>

観光関係事業について（協定項目24 - 13）

観光関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 観光関係行事、イベントについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
ただし、平成20年度をめどに、事業内容及び補助金、負担金等について見直しする。
- 2 温泉利用施設及び観光施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
なお、新市において、効率的な管理運営方法を検討する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	観光物産

コード	分類	事業	枝番	事務事業名		
	Q-1-2	1 1 5	1 2 0	観光関係行事、イベント		

各自治体の現況

市町村	弘前市	岩木町	相馬村
観光関係行事・イベント	弘前さくらまつり 大仏公園さくらまつり 弘前ねぶたまつり 弘前城菊と紅葉まつり 津軽の食と産業まつり つがる～あどの祭り 弘前城雪燈籠まつり	レッツウォークお山参詣 青森県岩木町全国凧揚げ大会 青森県ジュニアアルペンスキー大会 津軽山唄全国大会 岩木山選抜ジャイアントスラローム大会 岩木山巨木の森音楽祭 チャレンジヒルクライム岩木山	星まつりインそうま ろうそくまつり

各観光関係行事・イベントの実施概要及び補助金等交付先、平成16年度交付見込額については、「別紙」のとおり

課題	調整方針	具体的調整内容
地域固有の観光関係行事やイベントは継承していく必要があるものの、事業内容や補助・負担金等を見直し・検討する必要がある。	[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] 合併時に再編する。 [] 合併後、()年をめぐりに再編する。 [] 合併時までには廃止する。 [] 合併時までには廃止する。 [] その他()	観光関係行事、イベントは、現行どおり新市に引き継ぐ。 ただし、平成20年度をめぐりに、事業内容及び補助・負担金等を見直し・検討する。

別紙

「観光関係行事、イベント」の実施概要及び補助金等交付先、平成16年度交付見込額

市町村	観光関係行事・イベント	主催者	概要	関連行事等	補助金等交付先	交付金額(千円)
弘前市	弘前さくらまつり	弘前市、弘前観光協会、弘前商工会議所	国指定史跡弘前公園内の桜を觀賞できるよう、夜間特別照明の設置や津軽民謡等イベントの開催、露店の開設等を行う	津軽五大民謡大会 弘前城ミス桜コンテスト さくらまつり演芸場設置 さくらまつり交通対策	陸奥新報社 東奥日報社 弘前観光協会 さくらまつり交通対策委員会	500 700 1,200 2,500
	大仏公園さくらまつり	石川町会	史跡石川城跡において、演芸、手踊り、民謡、登山囃子、カラオケ大会などを実施	-	石川町会	150
	弘前ねぶたまつり	弘前市、弘前観光協会、弘前商工会議所	国の重要無形民俗文化財に指定されている「ねぶたまつり」は、8月1日から7日まで市内を60団体以上のねぶたが練り歩く	製作、運行奨励金 ねぶたまつり運営負担金 チビッコねぶたのお通りだい運行	参加団体 弘前観光協会 土手町商店街振興組合連合会	18,844 2,550 200
	弘前城菊と紅葉まつり	弘前城菊と紅葉まつり運営委員会	菊と菊人形の伝承と緑化事業の推進を目的に、弘前城植物園を主会場に菊人形や大輪等を設置するほか、イベントを開催	-	運営委員会	20,000
	津軽の食と産業まつり	弘前商工会議所	地域経済を支える小規模事業者に、販路拡大、顧客獲得の場を提供する試みとして、消費の中心をなす「食」と地元根付いた「産業」の展示、販売会を実施	-	弘前商工会議所	5,000
	つがる～あどの祭り	つがる～あどの祭り運営協議会	津軽三味線とりんごを基本テーマに、りんごの収穫に感謝するイベント、街かどや居酒屋等での津軽三味線街かどライブ、津軽三味線の大合奏等を実施	-	運営委員会	8,000
	弘前城雪燈籠まつり	弘前城雪燈籠まつり運営委員会	市民手作りの雪燈籠を弘前公園内に設置し、メイン会場には大雪像や大滑り台の設置、露店を開設するほか、ゲームやイベントを実施	-	運営委員会	10,000
岩木町	レッツウォークお山参詣	岩木町観光協会	国の重要無形民族文化財に指定されている「お山参詣」の保存継承と観光振興を目的として、レッツウォークお山参詣及びご来光ツアーを実施	-	岩木町観光協会	1,500
	青森県岩木町全国凧揚げ大会	青森県岩木町全国凧揚げ大会実行委員会	全国各地の凧愛好者が一同に会し、部門ごとに凧の揚がり具合、ブンブンの鳴り具合等を競う	-	実行委員会	420
	青森県ジュニアアルペンスキー大会	岩木スキークラブ	県内小中学生のスキー競技力の向上並びに百沢スキー場の利用客及び冬期宿泊客の増加を目的として、組別に大回転競技を実施	-	岩木スキークラブ	420
	岩木山選抜ジャイアントスラローム大会	県スキー連盟、青森県、岩木町、東奥日報社	スキー競技の普及、選手の育成強化並びに百沢スキー場の利用客及び冬季宿泊客の増加を目的として、組別に大回転競技を実施	-	東奥日報社	420
	津軽山唄全国大会	津軽山唄全国大会実行委員会	津軽民謡王座格の津軽山唄を広く普及、発展させるとともに、観光振興を目的とし、獄温泉にて実施	-	実行委員会	170
	岩木山巨木の森音楽祭	岩木山巨木の森音楽祭実行委員会	津軽岩木スカイライン「巨木の森」ブナ林常設ステージにおいて、コンサートを実施	-	実行委員会	850
	チャレンジヒルクライム岩木山	チャレンジヒルクライム岩木山実行委員会	岩木山の自然を舞台とし、地域間交流と観光振興を目的として、県内唯一の自転車登山レースを実施	-	実行委員会	420
相馬村	星まつりインそうま	相馬村商工会	星と森のロマンビアそうまを会場に、ヨサコイコンテストのほかミニライブ、花火打ち上げなどを実施	-	相馬村商工会	5,000
	ろうそくまつり	相馬村商工会	沢田地区神明宮の岩肌に沢山のろうそくを立て、その流れ具合で豊凶占いの伝統行事であり、会場では、餅つきや登山囃子も実施	-	相馬村商工会	16年度取り止め (400)

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	観光物産

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	Q-1-2	10	0	観光施設管理運営

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町			相馬村
管理運営	委託	委託	使用貸付	町直営予定	委託
	(社)弘前観光協会	(財)岩木町振興公社	岩木町観光協会		(財)星と森のロマントピア・そうま
施設名	弘前市立観光館・駅前観光案内所・山車展示館 弘前市りんご公園りんごの家	岩木山百沢スキー場スキーリフト 岩木山百沢スキー場ロープトウ 岩木山百沢スキー場レストハウス 岩木町野営場(ケビン) 岩木町野営場(桜林公園)	岩木町観光物産案内所	岩木トレイルセンター	星と森のロマントピア ・農林漁業体験実習館 ・満天ハウス ・体験学習館 ・テニスコート ・スカイサイクル ・バーベキューハウス ・バターゴルフ ・ゴーカート ・多目的広場 ・森林科学館 ・天文台 ・スキー場
使用料・利用料	別紙のとおり	〃	〃	〃	〃
備考					施設のうち、天文台とスキー場は村直営

課題	調整方針	具体的調整内容
<p>・管理運営形態(直営、社団・財団への委託)は、今後どのようにするか検討が必要である。</p> <p>・使用料、利用料については、算定基準を統一して見直しする必要があるのか、また、減免(優遇)制度をどのようにするのか検討が必要である。</p>	<p>{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>{ } ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>{ } ()の例により、合併後()年をめぐりに統合する。</p> <p>{ } (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>{ } 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>{ } (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>{ } 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>{ } その他()</p>	<p>施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、新市において、効率的な管理運営方法を検討する。</p>

各施設の使用料、利用料等 (下記料金は条例に規定されている額である。)

弘前市	弘前市立観光館	多目的ホール(全日) 15,470円 研修室(全日) 12,090円 駐車場(午前8時~午後10時) 30分ごとに100円
	山車展示館	無料
	弘前市りんご公園りんごの家	無料
岩木町	岩木山百沢スキー場スキーリフト	大人1回当たり350円以内 小人・老人1回当たり300円以内 (減免)18歳以下の町民には、申し込みにより無料リフトシーズン券を交付
	岩木山百沢スキー場ロープトウ	6回券500円
	岩木山百沢スキー場レストハウス	休憩室使用料200円
	岩木町野営場(ケビン)	一棟につき30,000円以内
	岩木町野営場(桜林公園)	無料
	岩木トレイルセンター	無料
相馬村	星と森のロマンピア	
	・農林漁業体験実習館	1人1泊 15,000円以内 温水プール1人1回 1,000円以内 大浴場1人1回 1,000円以内
	・満天ハウス	宿泊1棟 30,000円以内 休憩1棟 10,000円以内
	・体験学習館	宿泊1人1泊 10,000円以内 休憩1人1時間 1,000円以内
	・テニスコート	1人1時間 1,000円以内
	・スカイサイクル	1人1回 500円以内
	・バーベキューハウス	1棟 5,000円以内
	・パターゴルフ	1人1回 1,000円以内
	・ゴーカート	1人1回 1,000円以内
	・多目的広場	1時間 15,000円以内
	・森林科学館	1時間 4,000円以内(体験ルームを占有する場合に徴収する)
	・天文台	入館1人(大人 200円以内 小人 100円以内) 観望観測1夜(大人 300円以内 小人 200円以内)
・スキー場スキーリフト	1回券(大人 200円以内 小人 150円以内) シーズン券(大人 15,000円以内 小人 8,000円以内) (減免)村内居住者には、リフトシーズン券を5,000円に減免	

農林水産関係事業について（協定項目24-14）

農林水産関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 都市と農村の交流事業については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 2 津軽・生命科学活用食料特区については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 3 トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 4 転作団地化支援事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 生産振興総合対策事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 6 振興作物生産対策事業については、平成18年度に再編する。
- 7 りんご性フェロモン導入推進事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 8 土地改良事業の経費の賦課徴収については、弘前市・岩木町の例により、平成18年度に統合する。
- 9 農道水路等改良事業費補助金については、平成18年度に再編する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	農政
	P-1-2	57	0	都市と農村の交流事業		

各自治体の現況

【目的】 都市住民に自然あふれる情景を提供し、農家と消費者との相互理解及び交流を深め、市町村の農業の活性化を図りつつ、農家の収入増を目指す。

【実施市町村】 3市町村で実施

【概要】

区分	弘前市	岩木町	相馬村
行政のかかわり	団体に補助金等を交付して、事業を推進する。	行政が募集、申込受付等の事務を行う。	行政として事業を行う。
事業内容	あおりカムカム農山漁村ネットワークへの参加（負担金 100千円） アップルリングクラブへの活動補助（補助金 200千円、平成16年度）	あおりカムカム農山漁村ネットワークへの参加（負担金 100千円） 「岩木町出逢い農園」のPR 「岩木りんご立木オーナー制度」の募集・申込受付等の事務 「嶽きみオーナー制度」の募集・申込受付等の事務	あおりカムカム農山漁村ネットワークへの参加（負担金 100千円） 検討会・研修会（講座）の開催 早稲田大学生との交流会の開催

課題	調整方針	具体的調整内容
3市町村で実施しているが、推進手法がそれぞれ異なり、民間においても、個人や団体が個々に対応している事例があることから、より効果的な推進手法を検討する必要がある。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめどに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成(20)年度をめどに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	都市と農村の交流(グリーン・ツーリズム)事業を推進するための組織作りとそのネットワーク化等を検討し、合併後、平成20年度をめどに再編する。

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名
	P-1-2	63	1	津軽・生命科学活用食料特区	農 政

各自治体の現況

【目的】 これまで法律等で全国画一的に定められ、地域経済の活性化の障害となっている規制等を、特定の地域に限って撤廃・緩和して地域経済の活性化を図る。

【実施市町村】 弘前市、岩木町

【規制緩和措置の状況】

緩和措置	弘前市	岩木町	相馬村	適用
農地の借入方式による民間企業等の農業経営参入			×	農地法により規制のあった農業経営について、民間企業等に参入を緩和。
農業者や民間企業等による市民農園の開設			×	市民農園整備促進法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により規制のあった市民農園の開設について、農業者や民間企業等に開設を緩和。
農地の権利取得の下限面積の緩和（10a以上）	×		×	農地法による規制のあった農地権利取得の下限面積（50a以上）について、10a以上に緩和。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> ・相馬村は実施していない。 ・弘前市と岩木町は実施しているが、規制緩和措置が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度をめぐりに、規制緩和措置を再編する。

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	農政
	P-1-14	62	0	トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助		

各自治体の現況

【目的】 農産物の生産方法等の情報を消費者に提供し、合理的な選択に資するトレーサビリティシステムの導入を促進するために、青果物の生産履歴のシステム化に取り組む農業団体等を支援する。

【実施市町村】 弘前市

【事業内容】 トレーサビリティシステム関連情報入出力機器の導入及びシステムソフト開発に対する補助

【補助率】 生産段階導入支援事業 1 / 2 (うち国庫補助全額、市費負担なし)、加工流通・販売段階導入支援事業 1 / 3 (うち国庫補助全額、市費負担なし)

【実施団体】 平成 1 6 年度 (仮称) 青森りんご T S 導入協議会 事業費 49,988,000円 (うち国庫補助24,598千円)

(参考) 平成 1 5 年度 津軽石川農業協同組合 事業費 4,672,100円 (うち国庫補助2,336千円)

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
弘前市だけが実施している。	<p>[] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>[] (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。</p> <p>[] ()の例により、平成()年度をめどに統合する。</p> <p>[] (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>[] 合併後、平成()年度をめどに再編する。</p> <p>[] (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>[] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。</p> <p>[] その他()</p>	<p>弘前市のみが実施しているが、今後消費者の安全、安心に対する関心が一層高まることが予想されることから、弘前市の例により、合併の翌年度に統合する。</p>

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	水田

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	P-1-14	52	0	転作団地化支援事業

各自治体の現況

【名称】

弘前市転作団地化等支援事業費補助金

【目的】

転作田の連坦化及び土地利用集積による生産調整の円滑な推進を図る。

【内容及び補助金額】

一定の基準面積を超えて本格的生産調整に取り組む各地区転作協議会等に対して、団地化に要する経費に対して補助する。

平成16年度決算見込額 (単位：a、円)

区 分	協議会数	補助対象面積	補助率	補助金額
連坦化(4ha以上)	7	3,434.11	10,000/10a	3,434,110
連坦化(1ha～4ha未満)	14	5,928.91	5,000/10a	2,964,455
土地利用集積(作業受委託)	24	5,047.73	3,000/10a	1,514,319
計(協議会実数)	31	14,410.75		7,912,884

【交付先】

各地区転作協議会等

(事業実施状況)

	弘前市	岩木町	相馬村
実施状況		該当なし	該当なし

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
弘前市だけが実施している。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他() 	地域水田農業の振興上、弘前市の例により、合併の翌年度に統合する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	果樹・野菜

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	P-1-2	1	0	生産振興総合対策事業	

各自治体の現況

【事務事業の名称】 1, 農業生産総合対策条件整備事業(改植、防霜ファン設置、防風網設置等のハード事業)・・・国50%、県15%、市町村10%：計75%補助
 2, ブランドニッポン農産物供給体制確立事業(ソフト事業)・・・国50%補助

【事業の目的】 農産物の生産から流通までの一貫した産地体制確立のため、推進事業及び低位生産園の改植等を実施する。

平成16年度 農業生産総合対策条 件整備事業		弘前市	岩木町	相馬村
	事業実施主体	弘前市りんご省力生産組合 石川りんご高生産組合	岩木りんご改植組合	相馬わい化推進組合
	補助金額(千円)	80,156	30,750	57,520
	一般財源(千円)	10,687	4,100	7,669
	嵩上げ率(%)	10%	10%	10%

平成16年度 ブランドニッポン農 産物供給体制確立事 業		弘前市	岩木町	相馬村
	事業実施主体	つがる弘前農協 津軽石川農協	つがる弘前農協	相馬村農協
	補助金額(千円)	602	284	750
	一般財源(千円)	0	0	250
	嵩上げ率(%)	なし	なし	25%

附帯事務費は、含まれていません。金額については、平成16年度決算見込額。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
・国の補助事業であり、市町村の嵩上げは全て10%となっている ・ソフト事業のみ、相馬村が25%の嵩上げを実施している。	[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度めぐりに廃止する。 [] その他()	生産振興総合対策事業は、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、ブランドニッポン農産物供給体制確立事業は、弘前市の例により、平成20年度をめぐりに統合する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	果樹・野菜

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	P-1-14	16	0	振興作物生産対策事業	

各自治体の現況

- 【事業の目的】
地域の自然条件や特徴を生かした新規作物や優良品種の導入により、農業振興を図る。
- 【事業の内容】
導入作物の種、苗、苗木等に対する補助で、市町村単独事業である。

平成16年度	弘前市	岩木町	相馬村
事業実施主体	【該当なし】	農業者	相馬村農協
補助率		1 / 3	1 / 5
補助金額(千円)		H16なし 0	1,500
対象作物		野菜・花き	りんご
備考		新規作物の種及び苗購入 への助成	苗木(村の奨励品種)購入 への助成

金額については、平成16年度決算見込額。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> ・岩木町と相馬村が実施しているが、補助率等が異なる。 ・岩木町の事業については、16年度実績はないが、17年度以降も事業は続けていく。 ・岩木町の事業主体は、農業者個人である。 	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度めぐりに廃止する。 [] その他() 	<p>事業効果を精査しながら、新市における地域特産物の生産振興を図るため、地域の実情に応じた助成制度に再編していくこととする。</p>

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	果樹・野菜

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	P-1-14	72	0	りんご性フェロモン導入推進事業	

各自治体の現況

【事業の目的】

消費者の健康・安全志向に即応したりんご生産を目指し、害虫の防除回数削減につながるりんご性フェロモン剤（交信攪乱剤）の導入普及を図る。

【事業の内容】

りんご性フェロモン剤導入に要する経費に対する補助で、市町村単独事業である。

平成16年度	弘前市	岩木町	相馬村
事業実施主体	弘前市りんご共同防除連絡協議会	岩木町りんご共同防除連絡協議会	相馬村りんご共同防組合連絡協議会
補助率	1/3	1/3	1/3
補助金額(千円)	1,501	1,326	1,080
補助対象フェロモン剤	コンフューザーR	ハマキコン	ハマキコン

金額については、平成16年度決算見込額。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
・補助対象の性フェロモン剤が異なっている。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度めぐりに廃止する。 [] その他() 	りんご性フェロモン導入推進事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、補助対象の性フェロモン剤については、地域の実情に応じて検討していく。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	農村整備

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	P-1-1	15	0	土地改良事業の経費の賦課徴収

各自治体の現況

【目的】土地改良事業を行う場合に、当該事業に要する経費に充てるため、その事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法の規定する資格を有する者から金銭、夫役又は現品を賦課徴収する。

	弘前市	岩木町	相馬村
賦課徴収条例の有無	あり	あり	あり
分担金の徴収	徴収している。	徴収している。	徴収していない。

各市町村の賦課基準は右記のとおりである。

弘前市

【分担金の総額及び賦課基準の決定】

1. 分担金の総額は、毎年度各事業ごとに当該事業に要する経費のうち、国又は県から交付を受けた補助金の額を除いた額を超えない範囲内において市長が定める。
2. 分担金の賦課基準は、次のとおり
 (1) 分担金の総額を当該事業の施行に係る地域内にある農地の総面積で除して得た額に有資格者の農地の面積を乗じて得た額とする。
 (2) 前号に掲げる算定方法により難しい場合は、市長はその事業の施行に係る地域内にある農地の利益を勘案して別にこれを定める。

岩木町

【分担金の額及び賦課基準の決定】

分担金の額は、毎年度各事業ごとに当該事業に要する経費のうち国又は県から交付を受けた補助金の額をこえない範囲内において町長が定める。

相馬村

【賦課基準の決定】

賦課の額は、各年度ごとに当該事業に要する経費の内国又は県から交付を受けた補助金額を除いたものをこえない範囲内において村長が定める。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
弘前市と岩木町は分担金を徴収しているが、相馬村は徴収していない。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> (弘前市・岩木町)の例により、(翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	弘前市・岩木町の例により、合併の翌年度に統合する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	農村整備

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	P-1-5	5	0	農道水路等改良事業費補助金

各自治体の現況

【目的】農業用施設の新設改良を行うことにより、農業経営の省力化、安定化を図る。

	弘前市	岩木町	相馬村
事業の有無	あり	あり	あり
事業主体	団体	団体	村単独
補助率	事業別 10～70%	農道40% 水路等 50%	

平成16年度決算見込額

弘前市	47,690,000円
岩木町	3,868,000円
相馬村	1,500,000円

弘前市の事業別補助率

事業種目	補助対象経費	補助率
かんがい排水事業、は場整備事業、農用地開発事業、客土事業、暗渠排水事業、一般農道整備事業	事業の施行について、また、調査及び計画樹立について必要とする経費（事務費を除く）ただし、当該経費について県から補助金の交付を受けているときは、その補助金に相当する額を除く。	補助対象経費の100分の10以内
小規模農道整備事業（受益面積20アール以上、延長100m以上、幅員3m以上） (1)新設事業 (2)コンクリートもしくはアスファルト舗装 (3)敷砂利		(1)補助対象経費の100分の45以内 (2)補助対象経費の100分の55以内 (3)補助対象経費の100分の35以内
農業用排水路等安全施設整備事業 (1)事業費200万円以上、受益面積100ha以上 (2)ため池事業		(1)補助対象経費の100分の40以内 (2)補助対象経費の100分の70以内 (ただし看板の設置にあっては100分の50以内)
調査計画事業		補助対象経費の100分の50以内

課題	調整方針	具体的調整内容
弘前市及び岩木町の場合、事業を行う者に対し、事業費の一部を補助しているが、単独事業として実施している相馬村は今後どうするのか。また、弘前市、岩木町は条例により補助率を定めているが、差異があるので調整が必要である。	{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。 { } () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 { } () の例により、平成()年度をめどに統合する。 { } (翌年度)に再編する。 { } 合併後、平成()年度をめどに再編する。 { } (合併時・翌年度)に廃止する。 { } 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 { } その他()	事業効果を精査し、合併の翌年度に適正な補助率に再編する。

社会福祉関係事業について（協定項目24 - 15）

社会福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 福祉事務所については、弘前市の例により、合併時に統合する。
- 2 生活保護については、弘前市の例により、合併時に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	福祉総務
	M-1-1	1	0	福祉事務所事務		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法及び生活保護法に定める援護、育成又は更生に関する事務並びに社会福祉法の施行に関する事務を行う。	中南地方健康福祉こどもセンター福祉部で対応	
組織	1.福祉総務課 障害福祉 2.児童家庭課 児童母子福祉 3.高齢福祉課 高齢福祉 4.生活福祉課 生活保護		

課題	調整方針	具体的調整内容
福祉事務所を設置しているのは弘前市のみであり、岩木町、相馬村は県の中南地方健康福祉こどもセンターで対応している。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> (弘前市)の例により、(合併時)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	社会福祉法に基づき、福祉事務所を設置する。 なお、3市町村の窓口業務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	生活福祉
	M-1-14	4	0	生活保護決定等事務		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
生活保護の決定及び実施機関	弘前市福祉事務所	中南地方健康福祉こどもセンター福祉部で対応	

課題	調整方針	具体的調整内容
岩木町、相馬村は県の中南地方健康福祉こどもセンター福祉部が実施機関となっている。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> (弘前市)の例により、(合併時)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	生活保護は、新市の福祉事務所が実施機関となり、その実施方法は弘前市の例により合併時に統合する。

障害者福祉関係事業について（協定項目24-16）

障害者福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 重度医療制度については、弘前市・相馬村の例により、平成18年度に統合する。
- 2 福祉読本「心をひらく」については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	障害福祉
	M-1-8	43	0	重度医療制度		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	心身障害者の医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。		
対象者	身体障害者手帳1,2級及び3級(3級については年齢、障害に制限あり)の身体障害者手帳所持者・療育手帳A判定・精神保健福祉手帳1級所持者。(本人又は同一世帯の人の所得が一定金額以上の人、生活保護を受けている人及び児童福祉・知的障害者福祉施設に入所されていて医療給付を受けている人は対象とならない。平成16年10月1日からは新規に手帳交付を受けた日に65歳以上の人は対象とならない。)		
所得制限	あり	なし	あり
助成額	保険診療による支払額の自己負担額分 身体障害者3級については、老人医療一部負担金相当額を控除した額 精神障害者については、精神疾患で入院した場合に上限15,000円を控除した額 (平成16年10月1日からは入院時食事療養費は助成の対象とならない。)		
請求の有効期間	診療月の翌月から2年間		

課題	調整方針	具体的調整内容
所得制限の適用が異なる。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> (弘前市・相馬村)の例により、(翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	弘前市・相馬村の例により翌年度に統合することとし、県補助要綱に基づく所得制限を適用する。

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	障害福祉
	M-1-8	27	0	福祉読本「心をひらく」作成配布		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	児童の頃から福祉の心を育み、ノーマライゼーションを実践できる力を養うこと。	未実施	
交付対象者	7つの物語を1冊の本にまとめ、小学校3年生の福祉読本として授業で活用できるように配布する。		

課題	調整方針	具体的調整内容
弘前市のみ実施している。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	弘前市の例により翌年度に統合し、新市の全ての小学校3年の副読本として配布する。

高齢者福祉関係事業について（協定項目24-17）

高齢者福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 老人福祉センターの管理運営については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 2 敬老会事業については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	高齢福祉

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	M-1-2	1	0	老人福祉センター管理運営	

各自治体の現況

区分	弘前市	相馬村	岩木町
目的	老人に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。		
管理運営及び施設数	委託 5ヶ所	直営 1ヶ所	/
入浴料	祥風園、瑞風園 (市内) 12歳以上 個人200円、 団体150円 6歳以上12歳未満 個人50円、 団体40円 6歳未満 個人・団体とも無料 (市外) 12歳以上 個人250円、 団体200円 6歳以上12歳未満 個人50円 団体40円 6歳未満 個人・団体とも無料	温泉浴場入浴料 大人300円 中人150円 小人100円 村内の65歳未満の身体障害者100円 休憩料 (村内) 大人200円 中人150円 小人無料 (村外) 大人300円 中人200円 小人150円	
	市内60歳以上無料	村内65歳以上入浴年間104回無料	

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
弘前市、相馬村に老人福祉センターが設置されているが、弘前市が委託、相馬村が直営である。市・村の内外で使用料の設定が異なっている。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他() 	<p>老人福祉センターは、現行どおり新市に引き継ぐが、管理運営及び使用料については、平成20年度をめぐりに再編する。</p> <p>弘前市、相馬村の市・村内外の使用料の格差は新市においては、新市の内外の区分とする。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	高齢福祉
	M-1-21	1	0	敬老会事業		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦勞に感謝して長寿をお祝いするために開催。		
対象	市内在住者で75歳以上。	町内在住者で75歳以上。	村内在住者で70歳以上。
事業概要	9月15日の老人の日を中心に市内24地区で開催される「敬老大会」に対し助成を行う。	岩木文化センターで午前10時より式典とアトラクションを開催。	相馬村多目的研修施設「長慶閣」で午前10時より式典とアトラクションを開催。
実施主体	弘前市社会福祉協議会 (補助金を交付)	岩木町 (直営)	相馬村 (相馬村社会福祉協議会へ委託)

課題	調整方針	具体的調整内容
対象及び実施主体が異なっている。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	社会福祉協議会と協議のうえ、平成20年度をめぐりに、対象及び実施主体を再編する。

児童母子福祉関係事業について（協定項目24-18）

児童母子福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 保育料の徴収基準については、平成18年度に再編する。
- 2 児童館の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 放課後児童クラブについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 4 乳幼児医療費給付事務については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 ひとり親家庭等医療事務については、相馬村の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	児童母子福祉
	M-1-4	4	0	保育料徴収基準		

各自治体の現況

別紙のとおり

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>保育料徴収基準及び各種軽減措置等について、違いがある。</p>	<p>[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他()</p>	<p>区分及び軽減措置等は別紙のとおりとする。 なお、階層区分毎の具体的な金額は、合併時まで調整する。</p>

国徴収基準額					弘前市				岩木町				相馬村																				
各月初日の世帯の階層区分		徴収基準額			階層区分		徴収基準額		階層区分		徴収基準額		階層区分		徴収基準額																		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児																			
第1階層	生活保護世帯	0	0	A	生活保護世帯	0	0	0	第1	生活保護世帯	0	0	第1	生活保護世帯	0	0																	
第2階層	前年度分の市町村民税課税額区分	非課税世帯	9,000	6,000	B	非課税世帯	3,300	2,000	2,000	第2	非課税世帯	6,000	4,000	第2	非課税世帯	10,000	7,000																
第3階層		課税世帯	19,500	16,500	C1	均等割	9,500	6,100	6,100	第3	課税世帯	14,000	12,000	第3	均等割	18,000	15,000																
第4階層		64,000円未満	30,000	27,000 (保育単価限度)	C2	所得割5,000円未満	12,100	9,300	9,300					第4	64,000円未満	22,000	19,000	第4	所得割課税世帯	21,000	18,000												
					C3	所得割5,000円以上	13,900	11,300	11,300									第5	160,000円未満	27,000	24,000	第7	160,000円未満	36,000	33,000								
					D1	3,000円未満	15,000	12,100	12,100																	第6	408,000円未満	31,000	27,000	第8	280,000円未満	36,000	33,000
					D2	17,000円未満	17,000	14,200	14,200																								
D3		38,000円未満	20,000	16,400	16,400	第7	408,000円以上	80,000	77,000 (保育単価限度)					D8	140,000円以上	47,600	32,100	26,300	第6	408,000円未満	31,000	27,000	第10	408,000円以上	33,000	28,000	第10	408,000円以上					
D4	59,000円未満	26,100	23,000	23,000	第5																										160,000円未満	27,000	24,000
D5	80,000円未満	30,800	27,000	27,000		第6	408,000円未満	61,000	58,000 (保育単価限度)	D8	140,000円以上	47,600	32,100	26,300	第6	408,000円未満	31,000	27,000	第9	408,000円未満	36,000	33,000	第10	408,000円以上									
D6	110,000円未満	36,400			第7																						408,000円以上	80,000	77,000 (保育単価限度)	D8	140,000円以上	47,600	32,100
D7	140,000円未満	42,400				第7	408,000円以上	80,000	77,000 (保育単価限度)	D8	140,000円以上	47,600	32,100	26,300	第7	408,000円以上	33,000	28,000	第10	408,000円以上													
第5階層	世帯における前年分の所得税課税額区分	64,000円以上 160,000円未満	44,500	41,500 (保育単価限度)	D6																		110,000円未満	36,400			第6	408,000円未満	61,000	58,000 (保育単価限度)	D8	140,000円以上	47,600
第6階層	世帯における前年分の所得税課税額区分	160,000円以上 408,000円未満	61,000	58,000 (保育単価限度)	D8	140,000円以上	47,600			第7	408,000円以上	80,000	77,000 (保育単価限度)	D8	140,000円以上	47,600	32,100	26,300	第7	408,000円以上	33,000	28,000	第10	408,000円以上									
第7階層		408,000円以上	80,000	77,000 (保育単価限度)																													
軽減措置等	2人以上の入所	第4階層までは年下を軽減 第5階層以降は年上を軽減 2人目は1/2 3人目以降は1/10			全階層において年下の子を軽減 2人目は1/2 3人目以降は1/10				全階層において年下の子を軽減 2人目は1/2 3人目以降は1/10				第6階層までは年下を軽減 第7階層以降は年上を軽減 2人目は1/2 3人目以降は1/10				全階層において年下の子を軽減 2人目は1/2 3人目以降は1/10																
	母子世帯等の軽減	第2階層において免除 第3階層において1,000円減額			B階層において免除				第2階層において免除 第3階層において1,000円減額				第2階層において免除 第3・4階層において1,000円減額				第2階層において免除 第3階層において1,000円減額																
	固定資産税の課税による区分変更	なし			B～D1階層において固定資産税が課税されている世帯は1階層上位の階層を適用				なし				なし				なし																
	青森県単独軽減事業				県補助要綱により実施				県補助要綱により実施				県補助要綱により実施				県補助要綱により実施																



調整案					
階層区分		徴収基準額			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児		
第1	生活保護世帯				
第2	前年度分の市町村民税課税額区分	非課税世帯			
第3		課税世帯			
第4		(所得税) 32,000円未満			
			64,000円未満		
			112,000円未満		
第5		160,000円未満			
第6		160,000円未満			
第7	280,000円未満				
第8	408,000円未満				
第9	408,000円以上				
第10	408,000円以上				
全階層において年下の子を軽減 2人目は1/2 3人目以降は1/10					
第2階層において免除 第3階層において1,000円減額					
なし					
県補助要綱により実施					

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	児童母子福祉
	M-1-5	1	0	児童館管理運営事業		

各自治体の現況

	弘前市	岩木町	相馬村
目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること。		
利用対象児童	すべての児童		
管理運営及び施設数	直営 4か所	委託 19か所	直営 1か所
使用料(保育型)	あり(4か所)		なし

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>弘前市は4か所を直営、19か所を委託で管理運営している。岩木町は直営で実施しており、相馬村は設置していない。 弘前市の4か所の児童館で、使用料(保育型)を徴収している。</p>	<p>[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他()</p>	<p>合併時は、現行どおり新市に引き継ぐが、管理運営及び使用料については、新市において検討する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	児童母子福祉
	M-1-5	3	0	放課後児童クラブ		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成に資するため。		
対象者	原則として小学校1年生から3年生まで		
開設時間	授業日：下校～概ね17時 土曜日、長期休業：9時～概ね17時	授業日：下校～概ね18時 土曜日、長期休業：8時～概ね18時	授業日：下校～概ね17時 土曜日、長期休業：8時30分～概ね18時
管理運営 及び設置数	直営 16か所	直営 1か所	直営 1か所
指導員の身分 及び報酬	非常勤嘱託 時給700円	非常勤臨時職員 時給800円	非常勤臨時職員 時給800円

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>全市町村で、直営で実施している。 開設時間がそれぞれ異なっており、指導員の身分及び報酬も異なっている。</p>	<p>① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめどに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめどに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 [] その他()</p>	<p>合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、開設時間及び指導員の身分と報酬については合併時まで調整する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	国保・年金
	K-1-4	1	0	乳幼児医療費給付事務		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	乳幼児の医療費の一部を支給することにより、乳幼児の健康の保持及び増進に寄与し、もって乳幼児の保健及び生育環境の向上を図る。		
対象者	義務教育就学前児童		
所得制限	あり ただし、0歳児の国保被保険者はなし	なし	なし
給付額	0歳～4歳未満児は入院、通院とも保険適用分を給付 4歳以上は入院時の保険適用分を給付		
自己負担	4歳以上入院時1日500円		
請求期限	診療月の翌月から2年間		

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
岩木町、相馬村で県補助要綱に定める所得制限を適用しないで、補助基準外を町・村単独で実施している。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめどに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめどに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	弘前市の例により翌年度に統合し、県補助要綱に定める所得制限を適用する。

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	児童母子福祉
	K-1-4	4	0	ひとり親家庭等医療事務		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。		
対象者	18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父又は母及び児童と、父母のいない児童（児童が18歳に達した年度末まで）。		
所得制限	あり (県要綱に基づく)	なし	あり (県要綱に基づく)
給付額	・母又は父 ・児童 保険適用分のうち、医療機関毎に月1,000円を超えた分 保険適用分全額		
請求期限	診療月の翌月から1年間	診療月の翌月から2年間	

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
岩木町で県補助要綱に定める所得制限を適用しないで、補助基準外を町単独で実施している。 また、請求期限が異なっている。	{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。 { } (相馬村)の例により、(翌年度)に統合する。 { } ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 { } (合併時・翌年度)に再編する。 { } 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 { } (合併時・翌年度)に廃止する。 { } 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 { } その他()	相馬村の例により、県補助要綱に定める所得制限を適用し、請求期限を2年間とする。

健康推進関係事業について（協定項目24 - 19）

健康推進関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 乳幼児健康診査については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 2 成人健康診査については、平成18年度に再編する。
- 3 各種がん検診については、平成18年度に再編する。
- 4 各種予防接種については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	健康推進

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	N-1-2			乳幼児健康診査

各自治体の現況

		弘前市	岩木町	相馬村
乳児健診（前期）	対象	4か月児	3・6・9・12か月児（4回）	2～12か月児（4、7か月を基本）
	実施方法	個別健診		
	実施回数			
乳児健診（後期）	対象	7か月児	集団健診	集団健診
	実施方法	個別健診	年10回	年6回
	実施回数			
1歳6か月児健診	対象	1歳6か月児	1歳6～9か月児	1歳6～8か月児
	実施方法	集団健診	集団健診	集団健診
	実施回数	年24回（月2回）	年3回	年4回
2歳児健診	対象	未実施 （子育て教室・乳幼児訪問事業等に対応）	2歳2～4か月児	2歳3～6か月児
	実施方法		集団健診（2歳児歯科健診の併設）	集団健診（1歳6か月児健診に併設）
	実施回数		年3回	年4回
3歳児健診	対象	3歳6か月児	3歳2～4か月児	3歳0～6か月児
	実施方法	集団健診	集団健診	集団健診
	実施回数	年24回（月2回）	年4回	年2回
2歳児歯科健診	対象	2歳6か月児	2歳2～4か月児	2歳3～6か月児
	実施方法	個別健診	集団健診	集団健診（1歳6か月児健診に併設）
	実施回数		年3回	年4回

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
3市町村とも自己負担はないが、対象月齢、実施方法、実施回数に違いがある。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> （弘前市）の例により、（翌年度）に統合する。 <input type="checkbox"/> （ ）の例により、平成（ ）年度をめどに統合する。 <input type="checkbox"/> （合併時・翌年度）に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成（ ）年度をめどに再編する。 <input type="checkbox"/> （合併時・翌年度）に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成（ ）年度をめどに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	合併の翌年度に、乳児健診及び2歳児歯科健診は弘前市の例により個別健診とする。1歳6か月児健診及び3歳児健診は弘前市の会場での集団健診とし、2歳児健診は廃止する。 自己負担は現行どおり、なしとする。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	健康推進

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	N-1-3			成人健康診査

各自治体の現況

「基本健診」、「骨粗鬆症検診」、「肝炎健診」、「女性の健康診査」の4種類の健診を実施している。

(対象者、実施方法、自己負担等の詳細は別紙のとおり。)

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
女性の健康診査は、弘前市のみ実施している。 他の健診も対象者、実施方法、自己負担額が異なる。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他() 	合併の翌年度に再編し、対象者、実施方法、自己負担額を統一する。 (詳細は別紙のとおり。)

健診関係資料

健診名	項目 市町村	現 況									調 整 方 針				
		対 象	対象者数	受診者数	実 施 方 法			自己負担金 単位：円			対象	実 施 方 法			自己負担金 単位：円
					集 団	医療一括	医療個別	集 団	医療一括	医療個別		集 団	医療一括	医療個別	
N-1-3-6-0 基本健診	弘前市		34,821	15,102				0	0	0	40歳以上				500
	岩木町	40歳以上	3,904	1,267				500							
	相馬村		1,358	776				2,000		2,000					
N-1-3-9-0 骨粗鬆症検診	弘前市	35歳以上の男女	56,371	1,368					750	750	40歳・50歳の女性				300
	岩木町	20歳以上の女性	4,164	486				500							
	相馬村	30歳以上の女性	2,778	333				500							
N-1-3-10-0 肝炎健診	弘前市		15,114	4,849				0	0	0	40歳以上70歳迄5歳毎				0
	岩木町	40歳以上70歳迄5歳毎	745	246				0		0					
	相馬村		450	200				0							
N-1-3-13-0 女性の健康診査	弘前市	18～39歳の女性	5,380	231					750		18～39歳の女性				800
	岩木町	未実施													
	相馬村	未実施													

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	健康推進

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	N-1-4			がん検診

各自治体の現況

「胃がん検診」、「大腸がん検診」、「肺がん検診」、「乳がん検診」、「子宮がん検診」、「前立腺がん検診」の6種類の検診を実施している。

(対象者、実施方法、自己負担等の詳細は別紙のとおり。)

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
3市町村とも6種類の検診を実施している。対象者、実施方法、自己負担額が一部異なる。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他() 	合併の翌年度に再編し、対象者、実施方法、自己負担額を統一する。(詳細は別紙のとおり。)

がん検診関係資料

検診名	項目 市町村	現 況									調 整 方 針				
		対 象	対象者数	受診者数	実 施 方 法			自己負担金 単位：円			対 象	実 施 方 法			自己負担金 単位：円
					集 団	医療一括	医療個別	集 団	医療一括	医療個別		集 団	医療一括	医療個別	
N-1-4-9-0 胃がん検診	弘前市	40歳以上	34,821	10,441				1,000	1,000	1,000	40歳以上				1,000
	岩木町		4,418	1,125				500							
	相馬村		1,586	459				1,000							
N-1-4-10-0 大腸がん検診	弘前市	40歳以上	34,821	11,273				500	500	500	40歳以上				500
	岩木町		4,644	1,149				500							
	相馬村		1,656	547				500							
N-1-4-11-0 肺がん検診	弘前市	40歳以上	34,821	5,174				400	400		40歳以上				400
	岩木町		4,294	3,418				0							
	相馬村		1,641	866				0							
N-1-4-12-0 乳がん検診	弘前市	30歳以上の女性	21,996	5,454				400		400	30歳以上の女性				700
	岩木町		3,220	732				500		1,000					
	相馬村		1,115	467				1,000							
N-1-4-13-0 子宮がん検診	弘前市	30歳以上の女性	21,996	7,367				1,000		1,000	20歳以上の女性				700
	岩木町	20歳以上の女性	3,079	618				500		1,000					
	相馬村	30歳以上の女性	1,075	285				1,000							
N-1-4-17-0 前立腺がん検診	弘前市	50歳以上の男性	31,590	2,029				1,500	1,500	1,500	50歳以上の男性				500
	岩木町		2,499	267				500							
	相馬村		1,797	105				500							

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	健康推進

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	N-1-6			予防接種

各自治体の現況

	弘前市	岩木町	相馬村
ポリオ	市内50ヶ所で集団接種	保健福祉センターで集団接種	村診療所で個別接種
BCG	指定医療機関で通年個別接種		
三種混合 麻疹 風疹 日本脳炎			
二種混合	集団接種 各小学校	集団接種 各小学校	集団接種 小学校
インフルエンザ	指定医療機関で11～12月個別接種	指定医療機関で10/15～12/31個別接種	指定医療機関で10月中旬～12/31個別接種
対象者、自己負担（インフルエンザが1,000円、他は無料）は3市町村とも同一である。			

課題	調整方針	具体的調整内容
対象者、自己負担は3市町村同一であるが、接種方法が異なる。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] （弘前市）の例により、（翌年度）に統合する。 [] （ ）の例により、平成（ ）年度をめぐりに統合する。 [] （合併時・翌年度）に再編する。 [] 合併後、平成（ ）年度をめぐりに再編する。 [] （合併時・翌年度）に廃止する。 [] 合併後、平成（ ）年度をめぐりに廃止する。 [] その他（ ） 	合併の翌年度に、「BCG」「三種混合」「麻疹」「風疹」「日本脳炎」「インフルエンザ」は弘前市の例により、個別接種とする。 「ポリオ」「二種混合」は現行どおり集団接種とする。 自己負担は現行どおりとする。

建設関係事業について（協定項目24-22）

建設関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 市道認定について
 - (1) 3市町村の管理する市町村道は、すべて市道として新市に引き継ぐ。
 - (2) 市道の認定基準については、弘前市の例による。
- 2 建設事業用地取得については、現行どおり新市に引き継ぐ。
ただし、単独事業の用地取得については、平成20年度をめどに再編する。
- 3 道路除排雪対策について
 - (1) 道路除雪事業については、平成21年度をめどに再編する。
 - (2) 消融(流)雪溝の維持・管理については、平成21年度をめどに再編する。
- 4 私道の整備事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	建設

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	S-1-2	2	0	市道認定

各自治体の現況

項目	市町村	弘前市	岩木町	相馬村	計				
1. 認定基準		弘前市市道路線認定基準要綱による。	認定基準未策定	認定基準未策定	—————				
2. 認定基準要綱のポイント		・道路幅員6メートル以上の路線 ・公道に接していること ・道路幅員、重要度等の要件により、 1級・2級・3級の種類で区分	—————	—————	—————				
3. 道路延長 (平成16年 4月1日現在)	路線数、実延長 区分 { 1級 2級 3級 計 (その他)	路線数	実延長(m)	路線数	実延長(m)	路線数	実延長(m)	路線数	実延長
		86	114,460.7	21	33,971	7	11,682	114	160,113.7
		105	118,776.6	20	31,202	9	21,581	134	171,559.6
		2,215	783,939.6	303	157,681	122	87,136	2,640	1,028,756.6
		2,406	1,017,176.9	344	222,854	138	120,399	2,888	1,360,429.9
4. 認定状況		年1回程度、定例議会で議決を経て、 認定	必要に応じて、定例議会で議決を経て、 認定	必要に応じて、定例議会で議決を 経て、認定	—————				

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
現在、弘前市は道路認定基準要綱に基づき、認定事務を行っているが、岩木町と相馬村では認定基準は定めていない。	[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] (弘前市)の例により、(合併時)に統合する。 [] ()の例により、合併後()年度をめどに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめどに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 [] その他()	3市町村の管理する市町村道はすべて市道として新市に引き継ぐ。 市道の認定基準については、弘前市の例により合併時に統合する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	建設

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	S-1-1	6	0	建設事業用地取得	

各自治体の現況

		弘前市	岩木町	相馬村
補助事業	用地取得単価等	不動産鑑定による。	不動産鑑定による。	不動産鑑定による。
	支障物件補償基準	東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書による。	東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書による。	東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書による。
市町村単独事業	用地取得単価等	生活道路の拡幅は、寄付による。それ以外は、不動産鑑定による。	標準地価格評価表による。	不動産鑑定による鑑定価格に基づく、価格表による。
	支障物件補償基準	東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書による。	東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書による。	東北地区用地対策連絡会の補償金算定標準書による。
平成16年度決算見込額(千円)	用地費	179,536	3,283	6,979
	補償費	255,635	0	40,800

課 題	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
支障物件補償基準は、補助事業・市町村単独事業とも3市町村で統一されているが、用地取得単価については、市町村単独事業の場合、3市町村に違いがある。	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、合併後()年度をめどに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめどに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 [] その他() 	建設事業用地取得については、現行どおり新市に引き継ぐ。 ただし、単独事業の用地取得については、平成20年度をめどに再編する。

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	建設
	S-1-3	2	0	道路除雪事業		

各自治体の現況

除雪体制等

除雪状況及び決算見込額

	弘前市	岩木町	相馬村
出動基準	午前2時に降雪量が10cm以上に達した時。	午前0時～1時に降雪量が概ね5cm～10cm以上に達した時。	午前0時～1時に降雪量が概ね5cm～10cm以上に達した時。
契約単価	作業延長1km当たり単価。	作業1時間当たり単価。	作業1時間当たり単価。
契約方式	指名競争入札を基本とする。	随意契約。	随意契約。
直営、委託除雪	直営と委託。(委託が主)	直営と委託。(委託が主)	直営と委託。(直営が主)
小型除雪機貸し出し	40町会 41台	-	-
除雪事業補助金	弘前市パートナーシップ排雪制度補助金	岩木町除雪事業補助金	-
大型除雪機保有台数	・市有台数 22台	・町有台数 10台。	・村有台数 10台。

		弘前市	岩木町	相馬村	計
道路除雪	延長(Km)	766.4	117.1	56.2	939.7
	工区数	85	17	-	102
歩道除雪	延長(Km)	101.3	9.5	4.5	115.3
	工区数	35	1	-	36
凍結防止剤散布	延長(Km)	21.3	7.5	5.0	33.8
	工区数	7	1	-	8
直営、委託除雪決算見込額(千円)		620,000	64,967	32,387	717,354
小型除雪機貸し出し決算見込額(千円)		2,544	-	-	2,544
除雪事業補助金決算見込額(千円)		1,000	931	-	1,931

金額については平成16年度決算見込額

課題	調整方針	具体的調整内容
3市町村の除雪体制について、出動基準、契約単価、契約方式に違いがある。また、除雪方法でも直営、委託除雪、小型除雪機貸し出しや除雪事業補助金にも違いがある。	<ul style="list-style-type: none"> { } 現行どおり新市に引き継ぐ。 { } () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 { } () の例により、合併後()年度をめぐりに統合する。 { } (合併時・翌年度)に再編する。 { } 合併後、平成(21)年度をめぐりに再編する。 { } (合併時・翌年度)に廃止する。 { } 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 { } その他() 	<p>道路除雪事業については、合併後、平成21年度をめぐりに再編する。</p> <p>ただし、その際は、住民サービス、財政負担等を考慮する。</p>

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	建設

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	S-1-3	5	0	消融（流）雪溝の維持・管理

各自治体の現況

消融（流）雪溝の維持・管理状況

	弘前市	岩木町	相馬村
消融（流）雪溝の清掃・止水板の設置等通常管理	管理組合又は市(直営・委託)。	地域住民。	管理組合又は地域住民。
ポンプ等機械施設の管理及び修繕	管理は、管理組合又は市(委託)。修繕は全て市。	管理、修繕とも町。	管理、修繕とも村。
電 気 料	管理組合に対しては、1/2を補助。その他は、全て市。	町負担。	基本料金は村。超過料は管理組合、又は地域住民。

	弘前市	岩木町	相馬村	計
地区数	16	6	6	28
整備延長(m)	59,209	6,619	2,778	68,606
受益戸数	5,310	270	234	5,814

平成16年度決算見込額(千円)	委託料	20,000	-	-	20,000
	電気料	8,000	1,500	267	9,767
	修繕料	-	-	-	-
	その他	273	-	-	273
合 計(千円)		28,273	1,500	267	30,040

課 題	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
<p>3市町村の維持管理体制について、全面的に業務委託している場合と、管理協定に基づき一部を利用組合等の管理による場合があり、現状の維持管理に違いがある。また、管理運営に係る補助金等の取扱いについても違いがある。</p>	<p>[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、合併後()年度をめどに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成(2 1)年度をめどに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 [] その他()</p>	<p>3市町村の施設状況を把握し、実情及び地域性を考慮した維持管理体制の体制を図る期間と、住民へ周知する期間が必要となり、合併時の統一は困難であると思われるので、合併後平成21年度をめどに統一を図ることとし、利用者負担も検討する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	建設
	S-1-1	9	0	私道の整備事業		

各自治体の現況

目的：道路法以外の道路（私道）において、舗装工事等を行うものに対し、工事費の負担をすることにより、道路整備の促進を図り、円滑なる交通と住環境の整備に寄与することを目的とする。

現状

区分	弘前市	岩木町	相馬村
市町村負担割合	工事費の7 / 10	工事費の5 / 10	未実施
市町村負担額 平成16年度決算見込額	16,700 千円	- 千円	- 千円
整備の基準	1. 整備の対象：下記の要件を備えて、公共性のある道路 1) 道路の延長がおおむね20メートル以上であること。 2) 道路の幅がおおむね4メートル以上であること。 3) おおむね5戸以上の住民が利用する道路であること。 4) 道路の両端又は一端が舗装された公道等に接続していること。	1 本事業は、生活道路等の新設、改修、改良を対象とする。 2 一路線の受益戸数は、二戸以上とする。 3 前各号にかかわらず、町長が特に必要と認める事業	-

課題	調整方針	具体的調整内容
新市における私道の整備に対する取り組み方を検討する必要がある。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、合併後()年度をめどに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめどに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他(弘前市の例により、合併の翌年度に統合し、工事費の負担割合については、新市が工事費の7/10を負担し、地元の負担は3/10とする。

都市計画関係事業について（協定項目24 - 23）

都市計画関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 都市計画区域及び区域区分については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 開発許可における開発指導要綱については、弘前市の例により、合併時に統合する。
- 3 弘前公園の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	都市計画
	R-1-8	2	0	都市計画の策定及び決定に関する事務		

各自治体の現況

(単位: ha)

	弘前市	岩木町	相馬村
行政区域面積	27,381	14,625	10,354
都市計画区域面積	12,656	5,241	
市街化区域	2,696	117	
市街化調整区域	9,960	5,124	
都市計画区域外面積	14,725	9,384	10,354

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
都市計画区域及び区域区分(線引き制度)をどうするか。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ()の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他()	都市計画区域及び区域区分については、現行どおり新市に引き継ぐ。 ただし、新都市計画マスタープランの策定時において総合的な土地利用の方針を検討するものとする。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	都市計画

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名
	R-1-5	1	0	開発許可制度に関する事務	都市計画

各自治体の現況

開発許可制度は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分、いわゆる「線引き制度」を担保するものとして創設された制度である。

区分	開発許可が必要となる規模				開発指導要綱の有無
	都市計画区域				
	市街化区域	市街化調整区域	その他の区域		
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの	すべての開発行為	開発区域の面積が、10,000平方メートル以上のもの		
事務の現況	弘前市	県からの権限移譲による事務	県からの権限移譲による事務	県からの権限移譲による事務	有
	岩木町	県への進達事務	県への進達事務	県への進達事務	有
	相馬村			県への進達事務	無

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>この業務は、弘前市のみが県からの権限移譲団体であり、その他の自治体は県への進達業務となっているが、合併後は全域が権限移譲による処理業務となることから、開発指導要綱については、各自治体において都市計画区域や区域区分の有無、要綱がそれぞれ違うこともあり、整合を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] (弘前市)の例により、(合併時)に統合する。 [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 [] その他() 	<p>開発許可における開発指導要綱については、弘前市の例により、合併時に統合する。</p>

事務事業調整案

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	R-1-17	1	1	弘前公園管理運営事業	

各自治体の現況

弘前市

1 内容： 都市公園
 史跡であり、植物園、弘前城と有料施設を有し、各祭りの会場としての観光施設でもあり、複合施設となっている。

2 主な施設・管理運営・使用料

施設	管理運営（方法・内容）	使用料		減免制度等	
弘前城（本丸・北の郭）	委託：(財)弘前市公園緑地協会 内容：弘前城入園料の収納事務 天守(弘前城史料館)・武徳殿休憩所の管理運営 弘前城入園者への誘導・案内	単独券	個人 高校生以上	300円	【入園料の免除】 ・市内の小中学校がその目的に使用する時
			個人 小中学生	100円	
		団体	高校生以上	240円	
			小中学生	80円	
弘前城植物園	委託：(財)弘前市公園緑地協会 内容：植物園入園料の収納事務 植物園内建物の日常的維持管理 植物園入園者への誘導・案内 植物園の植物の保護・育成	共通券	個人 高校生以上	500円	【入園料の免除】 ・市民で60歳以上・障害者・小中学生・留学生 ・市民以外で市内の障害者施設に入所・通所する障害者 ・市民以外で市内の小中学校に在籍するもの ・市民以外で市内の大学、高校に在籍する留学生 ・上記のうち、介護者が必要な場合の介護人
			個人 小中学生	160円	
		団体	高校生以上	450円	
			小中学生	130円	
レクリエーション広場	直営：市公園緑地課 内容：レクリエーション広場の貸し出し	弘前城植物園回数券(11枚綴)		3,000円	
		午前(8時～12時まで)		840円	
		午後(12時～18時まで)		1,260円	
緑の相談所	委託：(財)弘前市公園緑地協会 内容：都市緑化に関する相談、都市緑化の啓蒙 集会室・展示室の貸し出し	集会室・展示室は無料		-	
		-		-	
重要文化財 (天守、櫓3、門5)	直営：市公園緑地課 内容：重要文化財の管理	-		-	
植物(樹木・草花) 、 、 以外の施設管理	直営：市公園緑地課 内容：樹木剪定、薬剤散布、除草、施設整備等	-		-	
遊具・便所	委託：警備・清掃・遊具業者 内容：弘前公園の警備、便所清掃、遊具保守点検	-		-	

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
弘前市だけの事業である。 都市公園ではあるが、史跡公園、観光名所としての総合公園となっており、他の都市公園と調整を図ることは難しい。 管理運営については、効率的な方法を検討する必要がある。	[] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [] () の例により、平成()年度をめどに統合する。 [] (合併時・翌年度)に再編する。 [] 合併後、平成()年度をめどに再編する。 [] (合併時・翌年度)に廃止する。 [] 合併後、平成()年度をめどに廃止する。 [] その他()	弘前公園の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。 使用料の減免制度等適用の市内外の区分は、新市の内外の区分とする。